

平成 30 年 (2018 年) 11 月

沖 縄 県 後 期 高 齡 者
医 療 広 域 連 合 議 会
第 3 回
臨 時 会 議 録

11 月 16 日 (金)

午 前 10 時 04 分 開 会

午 前 10 時 34 分 閉 会

(午前10時04分 開会)

○事務局長(野原健一)

おはようございます。事務局長の野原健一です。高いところから失礼いたします。着座にて進めさせていただきます。

本会議に先立ち、本日は当広域連合の連合長及び副連合長が出席しておりますので、議員の皆様にご紹介いたします。

島袋俊夫連合長。

登壇でご挨拶をお願いいたします。

○連合長(島袋俊夫)

皆さん、おはようございます。

連合長を仰せつかっております地元うるま市長の島袋俊夫と申します。お見知りおきをお願いいたします。

議会の開会の前に、一言ご挨拶を申し上げます。

今年、沖縄県統一地方選挙が県内30市町村で実施をされました。それに伴いまして、広域連合の各地区選出の議員も25人中18人が新しく選任をされております。

当広域連合は、県内41市町村の後期高齢者の医療を担う組織として、平成20年の業務開始から11年目を迎えております。

26市町村から派遣されております27人の職員、そして副連合長の照屋勉と那原町長、そして仲間一金武町長、今日は、金武町長は公務のため欠席でございますけれども、ともどもに後期高齢者医療制度の円滑な業務運営に努めてまいりたいと思っております。

今後とも、議員の皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○事務局長(野原健一)

照屋勉副連合長、ご登壇、ご挨拶をお願いします。

○副連合長(照屋勉)

議員の皆様、おはようございます。副連合長の与那原町長照屋勉でございます。

8月17日の平成30年第2回定例会において選任をされました。

仲間一副連合長とともに、島袋俊夫連合長をしつかりと支えながら、後期医療の推進に努めてま

いりたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○事務局長(野原健一)

なお、仲間一副連合長は公務の都合上、出席できない旨、ご報告いたします。

これで紹介を終わります。

○事務局長(野原健一)

改めまして、事務局長の野原です。

本臨時会は、議長及び副議長が任期満了により不在であります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の比嘉義弘議員をご紹介します。

では、議長席をお願いいたします。

○臨時議長(比嘉義弘)

ただいま紹介されました比嘉義弘です。

地方自治法第107条の規定によって、議長が決まりますまで、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長(比嘉義弘)

では、ただいまから、平成30年第3回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

○臨時議長(比嘉義弘)

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長(比嘉義弘)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長(比嘉義弘)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に比嘉武宏議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました比嘉武宏議員を議長当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時議長(比嘉義弘)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました比嘉武宏議員が議長に当選されました。

○臨時議長(比嘉義弘)

当選人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

○臨時議長(比嘉義弘)

比嘉武宏議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○比嘉武宏議員

皆さん、おはようございます。浦添市の議会より派遣されました比嘉武宏でございます。

議長の就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方のご推挙により沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄であり、その重責を実感しているところでございます。

この後期高齢者医療制度は、県内高齢者の健康維持及びまた県民生活につきまして重要、かつ大切な制度であることを自覚して、高齢者の意見を十分に反映し、後期高齢者の医療に関する重要な事項を決定することが本議会の職責であると思っております。

微力ではございますが、議会の円滑な運営のため誠心誠意、努力いたす所存でございます。

議員の皆様におかれましても、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。頑張ります。

○臨時議長(比嘉義弘)

これをもって臨時議長の職務を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会第5代議長に就任されました比嘉武宏議長、議長席にお着きお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

しばらく休憩いたします。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

本日のこれよりの議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長(比嘉武宏)

追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、玉城義彦議員及び儀間勉議員を指名いたします。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、追加日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日11月16日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

異議なしと認めます。

したがって、会期は11月16日の1日間と決定いたしました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は選挙の方法は指名推選で行うことにいたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、国頭村議会の宮城誠議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した宮城誠議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宮城誠議員が副議長に当選されました。

当選人が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人は、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします

○宮城誠議員

皆さん、おはようございます。国頭村議会の宮城誠でございます。

副議長という要職に就くに当たり、ご挨拶を申し上げます。

このたびは、議員皆様のご推挙により副議長を務めさせていただくことになりました。比嘉議長をしっかりと支え、与えられた使命を全うしたいと思っております。

また、後期高齢者医療制度についてもしっかりと勉強し、議員の皆様と一緒に制度の充実に向けて取り組んでいく所存でございます。

どうか皆さん、これからもご協力よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○議長(比嘉武宏)

それでは、追加日程第4、議席の指定を行います。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○議長(比嘉武宏)

では、再開いたします。

議席は、会議規則第4条第1項において、「新たに選挙された議員の議席は議長が定める」と規定されておりますが、議長については、本会議中、議員として発言する場合以外は常に空席となるので、最後の25番とします。

各議員については、お手元にお配りしました議席表のとおり指定いたします。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○副議長(宮城誠)

再開いたします。

追加日程第5、議長の議会運営委員の辞任の件を議題といたします。

なお、本件については、地方自治法第117条の規定に、比嘉武宏議長は除斥されますので、比嘉武宏議長の退席を求めます。

(比嘉武宏議長退場)

○副議長(宮城誠)

比嘉武宏議長から、その職責上の理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(宮城誠)

異議なしと認めます。

したがって、比嘉武宏議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時22分 再開)

(休憩中に比嘉武宏議長入場)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

続きまして、追加日程第6、議会運営委員の選任を議題とします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7人となっておりますが、現在、4人欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として、南城市議会の運天貴也議員、沖縄市議会の仲宗根誠議員、名護市議会の川野純治議員、宜野湾市議会の伊佐文貴議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました運天貴也議員、仲宗根誠議員、川野純治議員、伊佐文貴議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、追加議案第7、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

それでは、ご提案申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成30年11月16日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

野原健一事務局長。

○事務局長(野原健一)

事務局長の野原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例改正の理由でございますが、保険料均等割額から9割を軽減するための基準となる所得を高齢者の医療の確保に関する法律施行令より引用しておりましたが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により同施行令が改正され、引用していた条文の号ずれが生じたことから、条文の改正が必要になったものでございます。

2ページをご覧ください。

専決処分の理由でございますが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成30年7月13日に公布され、平成30年8月1日から施行されたことにより、条例の一部を改正する必要があります。

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年9月3日専決処分にて条例改正を行ったものでございます。

3ページをお願いします。

条例改正の内容でございます。

条例第14条第1項第1号の2中「令第15条第1項第4号」を「令第15条第1項第6号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第14条第1項第1号の2の規定は、平成30年8月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長(比嘉武宏)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより、承認第2号について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

○議長(比嘉武宏)

これより、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)について採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(比嘉武宏)

続きまして、追加日程8、同意議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意についてを議題といたします。

なお、本案の議事につきましては、大城勝議員が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、大城勝議員の退席を求めます。

(大城勝議員退場)

○議長(比嘉武宏)

それでは、これより提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

同意議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、大城勝。

平成30年11月16日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

議案書の6ページにご本人の履歴書を添付してごいただきますので、ご参照の上、ご同意をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(比嘉武宏)

ただいま説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(比嘉武宏)

これから、同意議案第3号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

○議長(比嘉武宏)

これより、同意議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

(休憩中に大城勝議員入場)

○議長(比嘉武宏)

再開いたします。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するも

のにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(比嘉武宏)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長(比嘉武宏)

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(比嘉武宏)

これで、平成30年第3回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時34分 閉会)